

葛飾区立図書館会議室等使用要領

31 葛教葛図第485号

令和2年3月27日

(目的)

第1条 この要領は、葛飾区立図書館会議室等使用要綱（21 葛教葛図第78号、以下「要綱」という）に基づき、会議室等の使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用できる会議室等)

第2条 この要領に定める使用できる会議室等は、別紙1のとおりとする。

(使用の回数)

第3条 要綱により会議室等を使用できる回数は、次の各号の団体について1か月内の使用回数を次のとおりとする。

- (1) 区民又は区内に活動の拠点を置き、読書推進活動及び図書館と連携した社会文化活動に関連のある集会及び行事を行う団体（以下「団体等」という。）は、1月につき8回とする。
- (2) 区内でボランティア活動、地域活動等に関連のある集会及び行事を行う団体については、月2回とする。
- (3) 前2号のほか、中央館の館長（以下「中央館長」という。）が使用を適当と認めるものの回数については、中央館長が判断する。

(予約申請)

第4条 前条第1号に該当する団体等は、月の使用4回までは、3か月前の1日（中央図書館は5日とし、土日祝日に当たる場合は直後の平日。以降同様とする。）から予約できるものとする。5回目以降の利用については、1か月前の1日からとする。ただし、4月の会議室等の予約については、2か月前の1日とする。

2 前条第2号に該当する団体等は、1か月前の1日から予約できるものとする。

3 前条第3号に該当する予約時期は中央館長が判断する。

(使用申請書提出先)

第5条 要綱第5条の会議室の使用申請書は、次の各号に該当する図書館長へ事前に提出するものとする。

- (1) 中央図書館及び地区図書館にあつては中央館長あて
- (2) 地域図書館については各地域図書館長あて

付 則

(施行期日等)

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。